

市民安全部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

市民安全部の所管に属する平成27年4月1日から平成28年2月29日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成28年4月15日から同年6月30日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表1）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講ぜられたい。

(1) 支出に関する事務

自主防災訓練報償金の交付事務において、職員が請求書の記入漏れを補正する際、消せるボールペンを使用していた。消せるボールペンは訂正の痕跡が残らないため容易に改ざんされる恐れがあるほか、保管状況の変化（室温の変化）によって意図せず退色する可能性もあり、請求書は支出に係る証拠書類であるため、そのような筆記具を使用することは適切でない。今後は容易に改ざんが可能なものでの記載が無いよう事務処理の改善、徹底を図られたい。

（地域安全課）

(2) 契約に関する事務

ア 土砂災害ハザードマップ増刷（西地区1、追浜・田浦地区）の支出事務に係る随意契約理由書について、地方自治法施行令の適用法令及び随意契約先の選定理由が誤って記載されていたので、適切な事務処理に改められたい。

（危機管理課）

イ 原子力災害時に避難所等で使用する養生シート（エプロンシート）購入の契約事務において、契約課において契約事務を行うべきであったが、主管部で契約事務を行っていた。契約事務の是正を行った際、必要書類を取得しなかったことから、必要な検査手続きが一部行われていないものがあった。また、仕様書を作成せず口頭により見積書を依頼していたので、適正な事務処理に改められたい。

（危機管理課）

(3) 財産管理に関する事務

ア 郵便切手の管理において、物品受払簿乙を使用しているものの、払出しの際に受払簿に所属長の押印がないものがあった。また、受払いの一部が記入されておらず、保有枚数と物品受払簿の残数が一致しなかった。物品会計規則に基づき、適正な管理に改められたい。

（地域安全課）

イ 備品の管理において、設置場所を変更したが、備品整理簿上の登録を変更していないものがあったので、物品会計規則に基づき適正な管理に改められたい。

(地域安全課)

(別表1)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
横須賀市防災行政無線固定系子局設置その他工事 (危機管理課)	11,178,000円	平成28年1月12日	平成28年1月12日 ～ 平成28年3月24日